介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

　サービス利用者（以下「利用者」という。）と木更津市　　地域包括支援センター（以下「事業者」という。）とは、利用者と事業者の両当事者間において、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用について、次のとおり契約を締結します。

　（目的）

第１条　事業者は、利用者が要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために、利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

　（契約の有効期間）

第２条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとします。ただし、契約期間満了日までに利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とします。

　（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者）

第３条　事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

２　事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。

３　事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

　（介護予防サービス・支援計画書の立案等）

第４条　事業者又は事業者が委託した居宅介護支援事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成にあたり、次の事項を遵守します。

　⑴　事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他情報の便宜を行います。

　⑵　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様なサービス主体から総合的かつ効率的に提供されるように努めます。

　⑶　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

　⑷　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分に配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等との意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

　⑸　事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者や利用者の家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

　（契約の終了）

第５条　利用者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

　⑴　利用者が死亡したとき

　⑵　第６条の規定に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

　⑶　第７条の規定に基づき、センターから契約の解除の意思表示がなされ、文書を交付したとき

　⑷　利用者が要介護認定を受けたとき

　（利用者の解除権）

第６条　利用者は、事業者に対し、少なくとも３日前までに事業者に予告することにより、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。

２　利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

　⑴　事業者が、正当な理由がなく介護保険法及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき

　⑵　守秘義務に違反したとき

　⑶　破産等業務を継続する見通しが困難になったとき

　（事業者の解除権）

第７条　事業者は、利用者の著しい背信行為によりこの契約を継続することが困難になった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

　（損害賠償）

第８条　事業者は、利用者に対するサービス提供にあたり事故が発生した場合には、必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の家族及び関係機関に連絡します。

２　事業者は、利用者に対するサービス提供にあたり事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償金額を減額することができます。

　（秘密保持）

第９条　事業者は、業務上知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしません。

２　事業者は、事業者の担当職員その他従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

　（苦情対応）

第１０条　利用者は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、木更津市に対して苦情を申し出ることができます。また、千葉県国民健康保険団体連合会に対しても、介護予防支援に関する苦情を申し出ることができます。

２　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３　事業者は、利用者が苦情の申出等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

　（居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成）

第１１条　利用者が、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成を希望する場合は、申込の際に事業者に申し出ることとします。

２　事業者は、利用者から前項の希望が出された場合は、手続き等について説明及び情報提供するとともに、当該居宅介護支援事業者や関係機関と調整を図ります。

３　利用者は、介護予防サービス・支援計画書原案作成などの居宅介護支援事業者の業務に積極的に協力することとします。

４　居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して、介護予防サービス・支援計画書原案作成の業務に従事することとします。

５　事業者は、居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書原案に関する最終責任を負うものとします。

　（記録の整備）

第１２条　事業者は、利用者に対する介護予防サービス等の提供に際して作成した記録や書類を整備し、サービスの完了日から５年間保存します。

　（補則）

第１３条　本契約に定めがない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

　上記のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約を締結します。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　利用者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　上記代理人（代理人を選任した場合）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　立会人　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　※「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等が行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

（事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担 当 者

（業務委託先　居宅介護支援事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当ケアマネジャー

※居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防　サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行も含む）のみ記入